

2011年度税制改正大綱の概要



2011年度税制改正で、今年から相続税が大幅に増税になると聞きました。その他、今年から改正される税制の概要を教えてください。

2011年度税制改正大綱の概要は以下のとおりとなっています。「大綱」とは案のことで、例年のケースだと3月末までに正式な法律になり、今年も政府・与党はその方向で国会審議を進めています。主な改正点は次のとおりです。

■相続税の改正

(いずれも2011年4月1日の相続から)

①基礎控除の縮小(増税)

相続税の「基礎控除」が、大幅に縮小されます。基礎控除とは、ここまでは相続税がかからないという金額のことです。40%縮小されることにより、相続税の対象となる人が大幅に増えることが予想されます(図表参照)。

②生命保険料控除の縮小(増税)

死亡保険金の非課税枠が、[500万円×法定相続人の数]から、[500万円×(法定相続人のうち未成年者、障害者、亡くなった人と同一の生計者)]に縮小されます。

③最高税率の引き上げ(増税)

最高税率について、50%から55%に引き上げられます。

■贈与税の改正

(いずれも2011年1月1日の贈与から)

①子、孫への贈与税率の緩和(減税、増税)

子、孫への生前贈与の税率が緩和されます。410万円以上の贈与は減税になります。ただし、最高税率は相続税に合わせて、50%から55%に引き上げられます。

②相続時精算課税の孫への適用拡大(増減税なし)

生前贈与について、2,500万円まで贈与税がかからず、将来の相続時に、生前に贈与した財産を贈与時の時価で持ち戻して計算する「相続時精算課税」について、贈与の対象者が孫まで拡大されます。

■法人税の改正

①税率の引き下げ(減税)(2011年4月1日以後に始まる期から)

法人税率が30%から25.5%に引き下げられます。さらに、資本金1億円以下の会社は、所得800万円以下の軽減税率が、18%から15%に引き下げられます。地方税を含めた実効税率は、約41%から約36%へ5%引き下げられます。

②雇用促進税制の創設(減税)(2011年4月1日~2014年3月31日)
青色申告の会社が、従業員を10%以上かつ5人(中小企業は2人)以上を採用した場合、1人当たり20万円の法人税が減税されます。

■所得税の改正

①給与所得控除の上限規制(増税)(2012年分から)

給与収入(年収)から控除される「給与所得控除」について、年収1,500万円超は一律245万円に縮小されます。さらに、役員については、年収2,000万円超から給与所得控除を245万円から少なくしていき、年収4,000万円超で一律125万円に縮小されます。

②退職所得の1/2課税の見直し(増税)(2012年分から)

退職所得(退職金)は、退職所得控除額を差し引いた金額の1/2課税となりますが、勤続5年以下の役員については、1/2課税が廃止されます。

③成年扶養控除の見直し(増税)(2012年分から)

所得から差し引かれる扶養控除(38万円)のうち、原則として23歳以上64歳以下の扶養親族については廃止されます。ただし、合計所得400万円以下(給与収入なら568万円以下)は適用を継続します。

④上場株式の軽減税率の延長(減税)(2013年まで2年延長)

上場株式の配当所得、譲渡所得について、本来は20%が10%(所得税7%、住民税3%)となる軽減税率が、2年間延長されます。

●相続税の基礎控除の改正

2011年4月1日から相続はこう変わる!

現状 $5,000万円 + (法定相続人の数 \times 1,000万円)$
 改正後 $3,000万円 + (法定相続人の数 \times 600万円)$ 40% 縮小

●たとえば、法定相続人が妻に子ども2人の場合の基礎控除

現状 $5,000万円 + (3人 \times 1,000万円) = 8,000万円$
 改正後 $3,000万円 + (3人 \times 600万円) = 4,800万円$

●たとえば、マイホーム100㎡×30万円/㎡(路線価)、預金3,000万円、財産の合計6,000万円の場合

現状 $6,000万円 < 8,000万円$ 、よって申告は不要
 改正後 $6,000万円 > 4,800万円$ 、よって申告は必要※ 申告が必要に

※相続税の特例を使うことにより相続税の納税はゼロになることがあります。